

SNS上における暴力行為等の
動画の投稿・拡散事案を受けて

動画教材の活用のポイント

目次

- 01 児童生徒向け動画教材
- 02 教職員向け動画教材
- 03 リーフレット

児童生徒向け動画教材

暴力行為やいじめは、犯罪にもつながるものであり、絶対にあってはならないことを前提に、情報モラル教育の観点から留意すべき事項等をまとめた教材であり、授業等での活用を想定

01

Step1

情報モラル教育ポータルサイト

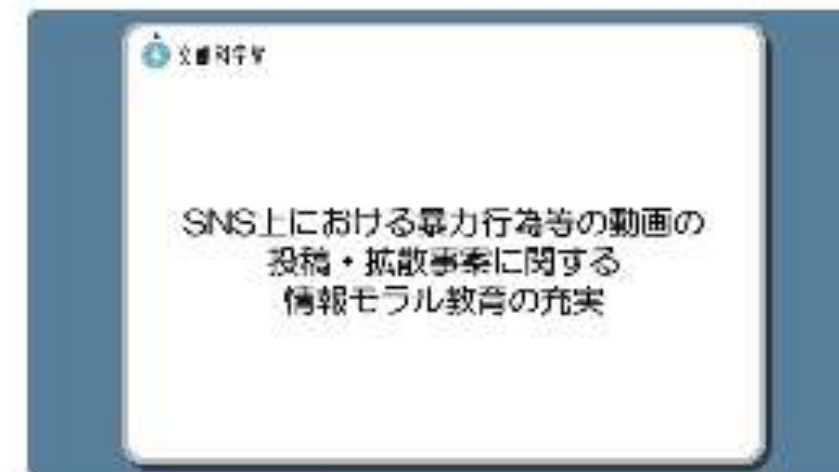
検索

Step2

情報モラル教育ポータルサイト

学習指導要領では「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、その育成を図るために「各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」となっています。この情報活用能力の重要な要素である情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど様々な事柄を含んでいます。将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要です。

Step3



教材

<子供用（対談）>
SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案に関する情報モラル教育の充実

掲載元：文部科学省

投影資料

児童生徒向け動画教材～SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案に関する情報モラル教育の充実～は、『情報モラル教育ポータルサイト』に掲載しており、いつでもだれでも視聴可能

ポイント①

そもそも暴力行為やいじめは犯罪につながるものであることから、絶対にあってはならないことを、まず、強く伝える

投影資料2ページ目

SNS上における暴力行為等の
動画の投稿・拡散事案を受けこ

暴力行為やいじめは、
暴行罪や傷害罪など
犯罪にもつながるものであり、
絶対にあってはならない



それは暴力行為やいじめは決して許されるものではない

ポイント②

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案を受けて

学校で起こり得る行為の例と、該当し得る犯罪

- ⚠️ 殴ったり、蹴ったりする
ぼうこうざい しょうがいざい
 ➡️ **暴行罪、傷害罪**
- ⚠️ 脅して土下座をさせる
きょうようざい
 ➡️ **強要罪**
- ⚠️ お金や物を盗んだり、脅してお金を奪う
せつとうざい きょうかつざい
 ➡️ **窃盗罪、恐喝罪**
- ⚠️ 性的なことを無理やりしたり、させたりする
ふどうい ざい
 ➡️ **不同意わいせつ罪、
ふどういせいこうとうざい
 不同意性交等罪**
- ⚠️ 性的な画像や動画を撮影・保存したり、拡散したりする
じどう きんしほういはん せいてきしたいとうさつえいざい
 ➡️ **児童ポルノ禁止法違反、性的姿態等撮影罪**

※見張りをしたり、囲んで逃げられないようにした周りの人も、きょうはん共犯として、犯罪が成立する可能性がある



暴行罪・傷害罪 結構重いんですよ

学校で起こり得る行為例と、該当し得る犯罪をいくつか類型化して掲載

動画の投稿・拡散以前にそもそもあってはならないことを強調

ポイント③

殴ったり蹴ったりすることに加え、SNS等における悪質な書き込みについても、学校で起こり得る犯罪につながる行為として例示

投影資料4ページ目

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案を受けと

特にSNS等における悪質な書き込みに関するもの

⚠ SNSなどで、他人について、その人の評価を下げるうわさや出来事を広めたり、事実を示さずに、相手の心や人格を傷つける悪口や見下す言葉をSNSや人前で発し、相手の心や人格を傷つけたり、人の評価を下げたりする

めいよきそんざい ぶじょくざい
➔ **名誉毀損罪、侮辱罪**

【法で定められている刑罰】

名誉毀損罪：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

侮辱罪：1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料



その人の評価を下げる噂や出来事を広めたり

ポイント④

SNS等への投稿・拡散は、
重大な人権侵害につながる
可能性があることから、暴
力行為等があれば、信頼で
きる大人や相談窓口にご相談
することを促す

場面 1 の観点①

投影資料11ページ目



某学校内において、生徒1名が複数の生徒から殴る・蹴るなどの暴力を受けている様子を、当該行為に関与した生徒が撮影し、被害生徒及び加害生徒の顔や学校が判別可能な状態のまま、動画をSNSに投稿した。

投稿から数時間のうちに、被害生徒及び加害生徒とされる人物の氏名、顔写真、住所、家族構成などの個人情報が、SNS上で拡散された。



本人の同意なく、関係する個人が特定され得る動画や個人情報を、SNS等に投稿・拡散することは、

プライバシーの侵害、肖像権の侵害

などの**重大な人権侵害**にあたる可能性がある

※ 状況の改善や支援を求める手段として情報発信されたことで、問題が明るみになる場合もあるが、一方で、個人情報等に関する配慮が不十分であれば、意図しない形で新たな被害を生じさせるおそれがあるため、暴力行為やいじめがあれば、信頼できる大人や相談窓口にご相談することが重要である。

・ **プライバシーの侵害**：自分に関する情報や生活に関することや秘密に関することで、私たちは自分のプライバシーについて、「誰に、どこまで、どう知られるか」を自分で決める権利を持っており、それを侵害する行為を「プライバシーの侵害」と言う。

・ **肖像権**：勝手に写真を撮られたり、撮られた写真を勝手に公開されないように主張できる権利のこと。



SNS上における暴力行為等の
動画の投稿・拡散事案を受けて



問題が明るみになるという面もあると思います

ポイント⑤

偽情報・誤情報や、フィルターバブル、エコーチェンバーといった、インターネット上の情報の特性についても紹介

場面 2 の観点

投影資料13ページ目



当該動画やそこに含まれる情報は、SNSで広く拡散される中で注目を集め、情報が付け加えられていくこともあった。

その結果、そうした動画や投稿を見た一部の人が、それらの情報が全て事実だと思い込んでしまい、SNS上で誹謗中傷の書き込みが出始めた。



SNSで広く拡散されている動画や情報は、

偽情報・誤情報である可能性もある

<インターネット上の情報の特性>

- SNS上には、事実でない内容（＝偽情報・誤情報等）が拡散されたり、映像生成AIなどを用いて本物のように作られた**フェイク動画**も多くある。



また、そうした動画等を多く視聴することで、

自分の**「思い込み」**を強化する可能性もある

<インターネット上の情報の特性>

- **フィルターバブル**：自分の好む情報「だけ」に囲まれ、多様な意見から隔離されやすくなる現象。
- **エコーチェンバー**：同じような意見が、閉ざされた空間の中で反響して大きくなっていく現象。



SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案を受けて



インターネットには特殊な性質があります

ポイント⑥

子供たちが
困った時に相談できる
窓口一覧も掲載

困った時は
ここに相談



子ども向け相談窓口一覧（暴力行為・いじめ関連）

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」コーナー	子ども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	子どもが抱える様々な困難（いじめ、心の悩み、人権侵害等）について、子ども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	0120-0-78310 (24時間年中無休) https://www.mext.go.jp/a_meru/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です（通話料無料）。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。子どものほか、保護者などからの相談にも応じています。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/jl/NKEN/iinken112.html	いじめや体罰、虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です（通話料無料）。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 子どもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/jl/NKEN/iinken03_00034.html	チャット形式（LINE）で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています（子どもの人権SOSチャット）。
子どもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	https://www.moj.go.jp/jl/NKEN/iinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
子どもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	https://www.iinken.go.jp/gorivouannai.ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetvlife/syonen/soudan.html <small>※都道府県ごとに受付時間が異なります。</small>	子どものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいる子ども自身のための相談窓口です（都道府県によっては通話料が有料となります）。 17

教職員向け動画教材

暴行動画が拡散・炎上する仕組みや、暴行動画等の対応が求められた際の、情報モラル教育の観点からの留意事項等をまとめた教材であり、研修等での活用を想定

02

Step1

情報モラル教育ポータルサイト

検索

Step2

情報モラル教育ポータルサイト

学習指導要領では「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、その育成を図るために「各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」となっています。この情報活用能力の重要な要素である情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」であり、具体的には、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど様々な事柄を含んでいます。将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要です。

Step3

学習コンテンツ・啓発資料

授業実践・活用事例

教員向け動画コンテンツ

情報モラル教育関連サイト

生成AIを活用する

タブレットを初めて使う

インターネットを活用する

情報を発信する

オンラインで交流する

作品を作る

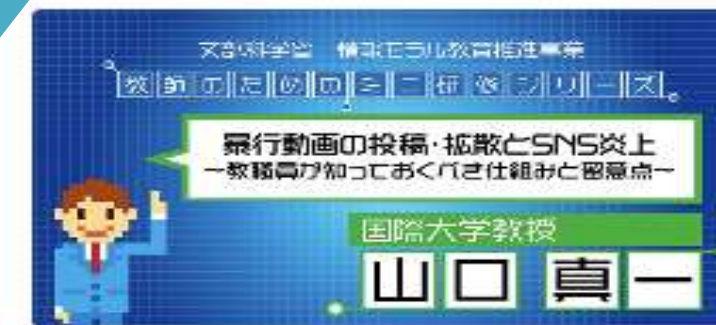
マナーを守って使う

SNSなどを使う

情報を確かめる

その他

Step4



教職員向け動画教材～暴行動画の投稿・拡散とSNS炎上～は、『情報モラル教育ポータルサイト』に掲載しており、いつでもだれでも視聴可能

活用のポイント①

SNS上に動画を投稿・拡散する際の特徴やリスク、投稿が炎上する背景、さらなる人権侵害のおそれ等についてメカニズムを解説

炎上の背景①：テーマの性質

- 「いじめ」「暴力」は強い怒りを呼びやすく、炎上しやすい
- 「個人の正義感」から、誰でもコメントや拡散に参加する可能性がある
- 感情的な反応が重なり、炎上が加速する

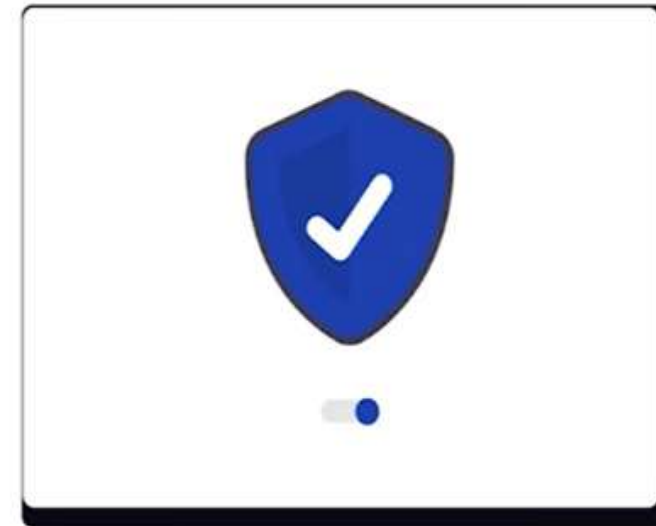


活用のポイント②

学校で暴行動画等に関する対応が求められた際に留意すべき点や児童生徒に伝えるべきことについて解説

教師が知っておくべき留意点

- まずは児童生徒の安全と心のケアを最優先する
- 動画や情報を「共有しない」「見せない」を校内で徹底する
- 管理職・教育委員会等と連携し、組織として対応する



リーフレット

「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案に関する情報モラル教育の充実」をはじめ、各省庁等で作成している情報モラル教育に関連する教材等を一覧化したもの

03

Step1

文部科学省

検索

Step2



Step3

教育カテゴリー一覧

教育に関する基本的政策

教育基本法、教育振興基本計画、学制、教育費負担軽減

幼児教育

幼稚園教育要領、幼保小の架け橋プログラム、幼児教育推進体制、幼児教育の無償化

小学校、中学校、高等学校

学習指導要領、学力調査、教科書、GIGA、生徒指導、いじめ、不登校、夜間中学、学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、学校設置

Step4

教育のデジタル化

- [GIGAスクール構想の実現について](#)
- [教育DX\(デジタルトランスフォーメーション\)の推進について](#)
- [リーディングDXスクール事業に関すること](#)
- [教育の情報化の推進](#)
- [学校DX戦略アドバイザー等に関すること](#)
- [「子供のための情報モラル育成プロジェクト」～考えよう 家族みんなでスマホのルール～](#)


Step5

情報教育の推進

- [情報活用能力の育成](#)
- [情報モラル教育の充実](#)
- [小学校プログラミング教育](#)
- [中学校技術・家庭科\(技術分野\)内容「D 情報の技術」](#)
- [高等学校情報科に関する特設ページ](#)
- [StuDX Style](#)
- [生成AI](#)

Step6

情報モラル教育関連資料

- [令和6年9月9日【事務連絡】「e-Learning」における最上級研修等への参加 抽籤を受けた情報モラル教育の推進に関する資料](#)
- [「情報モラル教育関連資料」\(上記事務連絡添付資料2\) \(PDF:3,285KB\)](#)  情報モラル教育に活用できる事例集・教材集です。ご家庭での約束を決める際などにもご活用ください。

情報モラル教育関連資料（リーフレット）は、『文部科学省HP』に掲載しており、いつでもだれでも視聴可能

活用のポイント

授業等で活用できるものを
中心に掲載

家庭学習等での活用も可能
であるため、保護者等への
周知もお願いしたい

人権侵害などに関すること

「情報の記録性、公開性の重大さ」
(文部科学省)
動画教材

<https://youtu.be/JrFfsCg6uXM>
動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は2問)
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02>

「あなたは、大丈夫?考えよう!
インターネットと人権(四訂版)」
(法務省)
啓発冊子

<https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf>
法務省の人権擁護機関では、全国の小学
校・中学校等で人権教室を実施しており、
人権教室の依頼を随時受け付けています。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html

「あなたは大丈夫?考えよう!
インターネットと人権」
(法務省)
啓発動画

<https://youtu.be/MxTqdimH904>
法務省の人権擁護機関では、全国の小学
校・中学校等で人権教室を実施しており、
人権教室の依頼を随時受け付けています。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html

「『誰か』のこと じゃない
インターネット編」
啓発動画

<https://youtu.be/WaBG41gv>

「インターネットはヒトを
傷つけるモノじゃない。」
啓発動画

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html

「ルールは誰のもの?
~みんなで考える法教育~」
小学生向け冊子教材・視聴覚教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihou/ido/housei10_00036.html
【冊子教材】
題材4「情報化社会における表現の自
権利・情報の受け手・送り手として」
~)が関連箇所
【視聴覚教材】
冊子教材の内容を映像化したもの。
「きめきめ王国」、「書き込む前
に考えよう!」が関連箇所

情報モラル教育に関連するポータルサイト等

情報モラル教育ポータルサイト
(文部科学省)
<https://www.mext.go.jp/zyokatsu/moral/>
主に教職員向けの、
情報モラル教育に関するサイト

情報モラルe-learningコンテンツ
~スマホ・タブレットやネットを上手に
活用できるかな?~
(文部科学省)
<https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/>
児童生徒が、設問に回答しながら情報モラルに
ついて学習するサイト

普及啓発リーフレット集
(こども家庭庁)
<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyuu/leaflet>
主に保護者向けの資料

5つの分野のICTリテラシーを学ぼう
~つくらう!守ろう!安心できる情報社会
(総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/pecial/ictliteracy_for_y
ICTリテラシーについて、世代別(青少年向け、
保護者向け、シニア向け)の特徴を踏まえて

e-ネットキャラバン講座
(総務省/文部科学省)
<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/>
受講には申込みが必要

DIGITAL POSITIVE ACTION
(総務省)
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>
ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識
啓発プロジェクト

情報モラル教育関連資料

情報モラル教育に活用できる事例集・教材集です。
ご家庭での約束を決める際などにもご活用ください。



SNS等の投稿、拡散などに関すること

「SNS上における暴力行為等の動画の
投稿・拡散事案に関する
情報モラル教育の充実」
(文部科学省)
動画教材

<https://youtu.be/kBKisXSHjgo>
暴力行為やいじめが絶対に許されるもの
ではないことを前提に、主に情報モラル
教育の観点から留意すべき事項等につ
いて有識者が解説した動画教材です。

「写真や動画が流出する怖さを知ろう」
(文部科学省)
動画教材

<https://youtu.be/NDGcNN1DrHK>
動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は2問)
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03>

「軽はずみなSNSへの投稿」
(文部科学省)
動画教材

<https://youtu.be/WCx-RMKRT60>
動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03>



「SNSへの書き込みの影響」
(文部科学省)
動画教材

<https://youtu.be/OdxerVWJkq8>
動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03>

「思ったままSNSに送信しただけなのに」
(文部科学省)
動画教材

https://youtu.be/ojMxv_xz65M
動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03>

「実際に起きていることでネットの使い
方を考えよう」
(総務省)
インターネットトラブル事例集

インターネット利用に係るトラブル事例の
予防法をマンガでわかりやすく解説
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

TOKYO少年ネットルールプログラム
第2部:「その言葉書き込んで大丈夫?」
(警視庁)
動画教材

<https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc>
小・中学生向けのネットルール教材
令和8年3月31日まで公開

ご清聴ありがとうございました